

県財政の健全化のための提言

平成19年8月8日

改革推進会議

I はじめに

本会議は、島根県の財政の健全化の推進にあたり、県民への説明の機会を設け、広く県民の意見を聞くため、本年5月に設置された。

そして、6月上旬に第1回会議を開催した後、県内3か所で公聴会を開催し、有識者や一般の県民の方々から直接意見を聞くとともに、ホームページ等を通じて積極的に広く県民からの意見を募集した。

こうした様々な意見も踏まえながら、7月以降、会議としての検討を重ね、このたび、財政の健全化のための提言を取りまとめたものである。

以下に述べるように、県財政は危機的状況に置かれており、財政の健全化が最重要課題となっている。

県においては、この提言を十分に検討され、財政健全化の基本方針を定め、具体的な取り組みを進められたい。

また、現在、島根県の中長期的な展望を示した総合的な戦略プランとなる「島根総合発展計画」の策定に向けた作業が進められているところである。

県においては、この新たな発展計画において、財政健全化の基本方針と整合性をとりながら、県民一人ひとりが島根に自信と誇りを持ち、総力を結集して、活力に満ちた島根を築いていくための指針を示していくことが必要であると考えます。

II 県財政の現状

県財政は、今後も単年度で200億円台後半の収支不足（赤字）が見込まれ、2、3年後には基金が枯渇するという現実には直面している。

この状況が放置されれば、財政再建団体となり、国の監督下で強制的かつ急激な再建を余儀なくされ、県の主体的な行政運営ができなくなる。

このような事態を回避し、速やかに健全な財政状態を実現することが求められる。

歳入面は、従来から県税などの自主財源に乏しく、地方交付税をはじめとして収入の多くを国に依存する財政構造にあり、財政基盤が大変脆弱である。

近年、県税収が伸び悩む一方で、国の政策転換により、地方交付税が急激かつ大幅に削減されてきた。

また歳出面では、一般財源の大半を職員給与費や公債費、社会保障関係経費などの義務的な経費に充てており、支出構造は硬直化している。

これまで、国の経済対策にも呼応し積極的な公共投資に取り組んできた結果、地方債残高は増加し、その償還負担が財政を圧迫している。

以上のような要因から、多額の収支不足が生じており、財政運営上極めて困難な状況に陥っている。

県においては、これまで、「中期財政改革基本方針」（平成16年10月策定）に基づき、定員削減などによる職員給与費の削減や、事務事業の見直し、公共事業費の削減による歳出削減など、財政改革に取り組まれてきたところである。

しかしながら、現在国が進めている国・地方を通じた歳出改革の取り組みに伴い今後も更なる地方交付税の削減が見込まれる中で、引き続き県財政をめぐる状況は大変厳しく、財政の健全化は喫緊の最重要課題である。

Ⅲ 提言

1 改革の進め方についての基本的考え方

- ① 県財政は、毎年度、多額の収支不足が生じており、基金を取り崩すことによって収支不足を埋めている状態にあるが、これは健全な状態にあるとは言えない。毎年度の財政運営において、少なくとも基金の取り崩しを行わなくても良い状態、すなわち、収支均衡の状態を目指さなくてはならない。
- ② もっとも、現在生じている収支不足をあまりに短期間で急激に解消することは、県民生活や経済活動への影響からは、適当でない。このため、収支不足の解消は、そうした影響を勘案しながら、段階的に行っていくことが適当である。
- ③ 収支不足が生じている間は、基金の取り崩しにより基金残高は減少するが、基金残高については、急激な社会経済情勢の変化等に備え、当面の財政運営に支障が生じないように、一定程度の規模を維持すべきである。
改革の内容が不十分であったり、改革のペースが遅いと、維持すべき基金が枯渇し、財政再建団体に転落してしまうことから、適当でない。
- ④ このため、一定規模以上の基金を維持しつつ、一定期間の中で収支不足の圧縮を進め、収支均衡の状態にすることを改革の目標とすべきである。これにより持続的な県財政運営が可能となるのであり、健全で柔軟な行財政を目指すための第一歩として、早い段階でこの目標を実現することこそが重要である。

2 集中改革期間

- ① 県財政は、2、3年後に基金が枯渇する非常事態にある。財政健全化は「待ったなし」であり、速やかに財政健全化の方針を定め、財政改革に取り組むとともに県民に対してその道筋を示す必要がある。
- ② このため、3年から5年程度の期間を定めて、集中的に改革に取り組むことにより、200億円を超える収支不足のうち相当程度は解消する必要がある。

- ③ そして、この集中改革期間後も、定員削減の計画的な実施などによりさらなる収支不足の圧縮を図り、できる限り早期に収支均衡の状態を達成することが適当である。

3 改革の視点

実際に改革を進めていく上では、改革を進めるにあたっての基本的な方向性、改革の視点を明確にする必要があることから、以下に具体的視点を示す。

- 改革は、県の行政に対する県民の信頼がなければ実施できない。そのため、県職員が一丸となって改革に積極的に取り組む姿勢を県民に対して示すことが重要である。その際、知事は、大いにリーダーシップを発揮すべきである。
- 多額の収支不足の解消は、特定の事業分野の見直しだけでは困難である。聖域を設けずあらゆる事業分野について見直しを行う必要がある。
- 事業の見直しにあたっては、一律に削減するのではなく、安全・安心な県民生活や県の将来的な発展のために真に必要なものについては、財源配分の維持や重点化が必要である。
- 県行政を含めてその守備範囲を点検し、市町村が担うべき権限・事業は適切に移譲すべきである。また、民間が担える事業は、民間に委ねるべきである。
そして、NPOや住民の力を活かし、県民との協働により総力を結集していくことが必要である。
- 県民サービスを提供するにあたり、最小の経費で最大の効果を上げるため、簡素で効率的な組織運営など行政改革を徹底すべきである。
- 改革を進めるにあたっては、危機的な財政状況や改革の必要性はもとより財政健全化の道筋を県民にわかりやすく説明し、県民の理解と信頼を得るよう努めるべきである。

4 改革の内容

(1) 歳入

収支不足を解消するためには、歳入面では、使途が限定されない財源である一般財源をどれだけ確保できるかが重要である。

具体的には、以下の点に取り組むべきである。

- 一般財源収入の柱となる地方税・地方交付税制度の充実を、国に対して強く働きかけるべきである。
- 経済の活性化などによる税収の増を図るべきである。
- 税収について、引き続き未収金の解消や徴収率の向上に努めるべきである。
また、現在、水と緑の森づくり税や産業廃棄物減量税、核燃料税など、県独自の課税が行われているが、こうした課税自主権の活用について検討すべきである。
- 県保有財産の売却を促進するとともに、収入増加につながる財産の効率的運用を徹底すべきである。

(2) 歳出

島根県は、自主財源が乏しいこともあり、短期的には歳入の大幅な増加は期待できないため、多額の収支不足を解消していく上で、まずは、その多くを歳出の削減によらざるを得ない。

義務的な経費、任意性の高い経費を問わず、徹底した歳出の削減をする必要があり、具体的には以下の点に取り組むべきである。

[人件費の抑制]

- 職員の定員については、現在、計画的な削減に取り組まれているところであるが、事務事業や組織の見直しにより、削減の上乗せを検討すべきである。
- 職員の給与（特例減額前）については、県内の民間給与水準を拠りどころとして、公民較差の解消を図っていくことを検討すべきである。
- 給与の特例減額については、これまで全国的にみても厳しい措置がとられてきたところであるが、収支不足解消に資するため、

引き続き実施すべきである。

[その他の行政改革]

- 本庁の組織や地方機関などを見直し、時代の変化に対応した簡素で効率的な体制とすべきである。
- 外郭団体については、引き続き団体のあり方や事業の見直しを行うべきである。
- 内部管理経費については、無駄をなくし、さらに踏み込んだ一層の見直しを行うべきである。

[公共事業費などの投資的経費]

- 公共事業については、「中期財政改革基本方針」で示された平成16年度対比半減を達成した上で、地域経済や雇用に与える影響に配慮しつつ、さらなる削減を行うことについて検討すべきである。
- 公共事業をはじめとする公共投資は、県の発展や県民生活のために真に必要な事業・分野の中で、緊急に実施すべきものについて重点的に行うべきである。
- 公共事業は、質的水準に配慮しつつ、コスト削減に努める必要がある。

[任意性の高い経費]

- 任意性の高い経費については、県の判断で事業を決定できるので、徹底的な見直しにより、大幅な削減を行うべきである。

[その他]

- 地方債残高は、類似の県に比べて多く、その償還負担が財政を圧迫している。
地方債の新たな発行の抑制により、地方債残高を減少させ、公債費の削減を図るべきである。
- 県が運営している施設については、その必要性を検証し、民営

化や廃止を含めた抜本的な見直しを行うべきである。

- 新たな施設の建設は、財政健全化の見通しが立つまで、原則として行わないこととすべきである。
- 事業の見直しにあたっては、費用対効果を十分に検証して行うべきである。

(3) その他

- 基金残高については、急激な社会経済情勢の変化等に備えるため、その規模について一定の目安を設け、その規模を維持するよう努めるべきである。
- 特別会計や企業会計については、情報開示を徹底し、事業ごとに合理化・効率化を図るべきである。

5 財政健全化の基本方針の策定について

県においては、この提言を十分に検討の上、改革の先にある島根県の姿についての展望を持ちながら、財政健全化の基本方針を策定されたい。

経済情勢や住民のニーズ、国の施策などにより、県財政を取り巻く状況は常に変化する。このため、財政収支の見通しや改革の進め方について適宜見直しを行いながら、改革を推進されたい。

また、見直しの結果や改革の進捗状況を年度ごとに県民に情報公開するとともに、積極的に説明されたい。

IV おわりに

本会議の役割は、財政運営のあり方について意見を述べるとともに、財政の健全化方策について提言を行うことである。

県による財政健全化の取り組みについて、その実施状況をフォローアップするなど、今後とも会議として必要な役割を果たしていきたいと考えている。

資料 1

改革推進会議設置要綱

(趣旨)

第1条 本県財政の健全化の推進に当たり、県民への説明の機会を設け、広く県民の意見を聴取するため、改革推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、本県の財政運営のあり方について意見を述べるとともに、財政の健全化方策について提言を行う。

(組織)

第3条 会議は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員は、各分野における識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は1年とし、再任されることを妨げない。

(委員長)

第4条 会議に、委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議の運営)

第5条 会議は、委員長が招集し、主宰する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に有識者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、総務部財政課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年5月16日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

資料 2

「改革推進会議」委員一覧

任 期：平成 19 年 6 月 12 日～20 年 3 月 31 日

	氏 名	職 名
	あさ ぬま のぶ お 浅 沼 延 夫	日本労働組合総連合会島根県連合会顧問
	あ べ けい じ 安 部 圭 司	山陰中央テレビジョン放送(株)報道制作局 局次長
	おか なみ ひろし 岡 並 弘	(株)山陰中央新報社取締役編集局長
	くま がい みわこ 熊 谷 美和子	NPO法人たすけあい平田理事長
委員長 代理	こ まつ やす お 小 松 泰 夫	(株)山陰経済経営研究所代表取締役社長
	さ さ き きょう こ 佐々木 京 子	しまね女性農業経営者ネットワーク代表
	しま だ しげ こ 島 田 滋 子	「いわみ女性の集い」代表
	たか き けん いち 高 木 賢 一	J A 島根中央会役員室長
	た ごう やす ひこ 田 江 泰 彦	(株)今井書店代表取締役社長
	まつ なが けい こ 松 永 桂 子	島根県立大学総合政策学部講師
委員長	やま もと ひろ き 山 本 廣 基	島根大学理事（副学長）
	よし おか のぶ やす 吉 岡 伸 泰	日本銀行松江支店長

(五十音順、敬称略)

資料 3

改革推進会議 審議経過

会 議	日 程	内 容
第 1 回会議	6月12日(火) [松江]	○委員委嘱 ○委員長互選 ○島根県財政の現況について説明
第 2 回会議	6月29日(金) [松江]	○公聴会 ・島根県商工会議所連合会会頭 丸 磐根 氏 ・(社)島根県建設業協会会長 渡部 義三 氏 同青年部会副部長 金津 秀宜 氏 同青年部会運営専務 原 諭 氏 ・島根県職員労働組合執行委員長 保村 聖二 氏 ・雲南市長 速水 雄一 氏
第 3 回会議	7月13日(金) [浜 田]	○公聴会 ・土田産業(株)代表取締役社長 土田 好明 氏 ・浜田の転入者を応援する会代表 いわみマインド事務局長 今井 千温 氏 ・会場参加者
第 4 回会議	7月19日(木) [出 雲]	○公聴会 ・島根大学法文学部講師 関 耕平 氏 ・農業経営 奥 敏昭 氏 ・会場参加者
第 5 回会議	7月27日(金) [松江]	○提言について検討 ○起草委員指名(小松委員、松永委員、吉岡委員)
第 6 回会議	8月 2日(木) [松江]	○起草委員提出「提言(素案)」により提言について検討
第 7 回会議	8月 6日(月) [松江]	○起草委員提出「提言(案)」により提言の検討、とりまとめ
提言提出	8月 8日(水)	○知事に提言を提出